

医療情報取得加算

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。2024年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり医療情報取得加算を算定します。

- ・マイナ保険証利用（情報取得同意）
 - ・初診 現行保険証・マイナ保険証 点数 1 点
（提示有無に関わらず）
 - ・再診 現行保険証・マイナ保険証（3 か月に 1 回）（提示有無に関わらず）

区分	マイナ保険証利用 （情報取得同意）	点数
初診	する	1 点
	しない	3 点
再診（3 月に 1 回）	する	1 点
	しない	2 点